

議会の概要



名護市役所庁舎

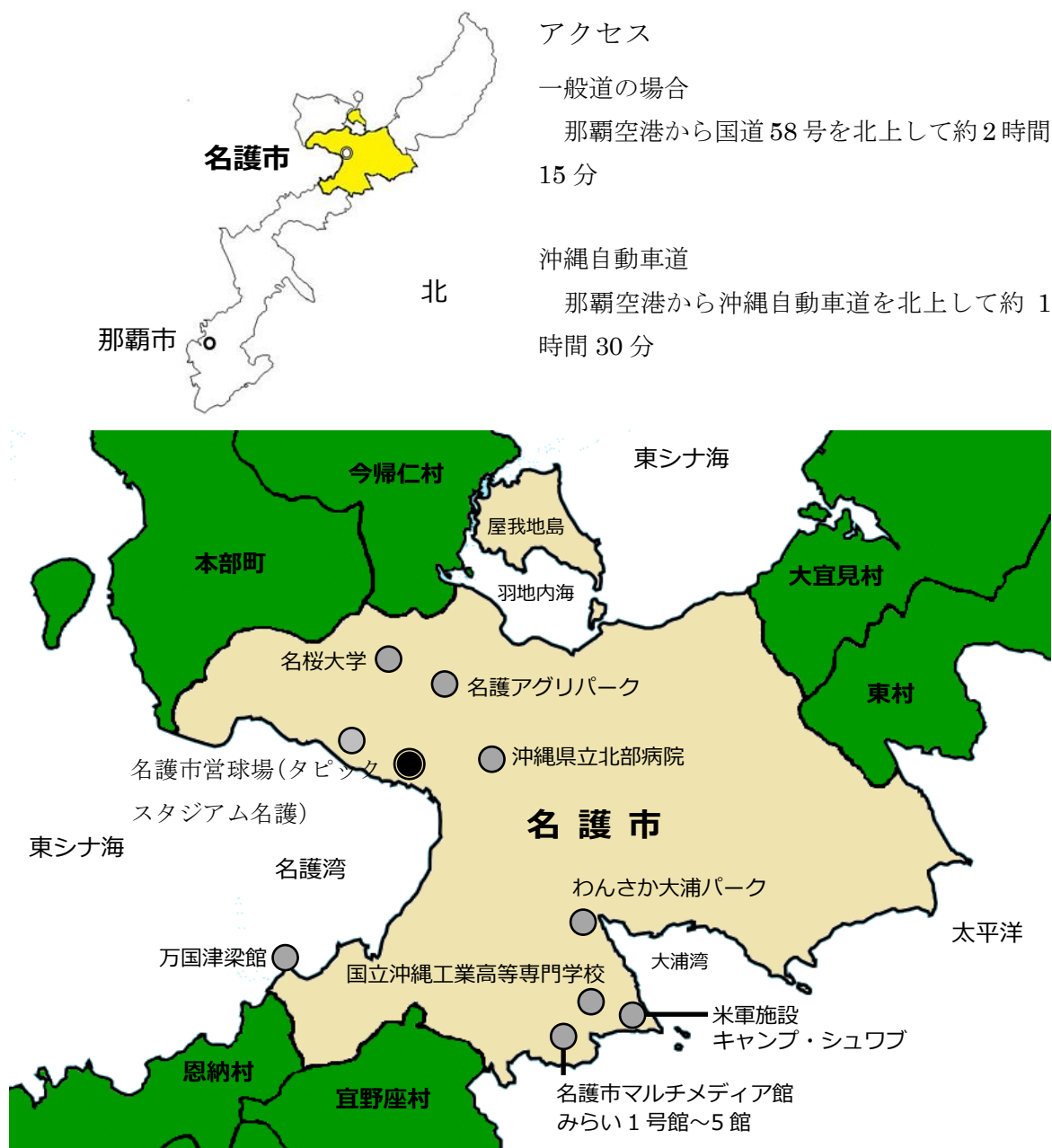
庁舎建設に至るまで

昭和 45 年 8 月、1 町 4 村の合併により名護市が誕生。そして市のシンボルとして長く市民に愛される市庁舎を建設するため公開設計競技が行われ、全国より 308 案もの応募があった。その結果、Team Zoo（象設計集団＋アトリエ・モバイル）の設計案が採用となった。設計条件としては、省資源・省エネルギーを考慮し大規模な空調方式に頼らないこと、地元の材料・施工技術を使いこなすこと、社会的弱者へ配慮を行うことなどが盛り込まれ、昭和 56 年、地域の風土に調和した市民待望の市庁舎が完成した。

庁舎概要

- 名 称 名護市役所庁舎（昭和 56 年度日本建築学会作品賞受賞）
- 面 積 敷地面積 ▶ 12,201.1 m² 延床面積 ▶ 6,149.1 m²
- 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建（軒高 14.6m、最高 21.6m）
- 工 期 着工 ▶ 昭和 55 年 3 月 竣工 ▶ 昭和 56 年 4 月
- 総 工 費 約 10.5 億円

名護市の位置



アクセス

一般道の場合

那覇空港から国道 58 号を北上して約 2 時間
15 分

沖縄自動車道

那覇空港から沖縄自動車道を北上して約 1
時間 30 分

名護市は、沖縄本島の北部に位置し、東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、西側の名護湾沿いに中心市街地が弓状に広がっている。また、近年は屋部・羽地方面にも商業地や住宅地が広がっている。市域面積約 210 km²の大半は山林で、沖縄本島中北部を北東から南西に縦断する山々と西側の本部半島により、羽地内海地区・名護湾地区・東海岸地区の 3 地区に分かれ、いずれの地域も海に面している。また、名護市は沖縄本島北部の玄関口に位置しているため、いにしえより沖縄本島北部地域の中核都市として行政や商工業の中心的役割を担い、交通や北部の要衝として今日に至る。

県都那覇市からの距離は約 64km で、国道 58 号、国道 329 号及び沖縄自動車道によって結ばれている。

沿 革

名護市は、昭和 45 年 8 月 1 日、名護町、屋部村、羽地村、屋我地村、久志村の 5 町村が合併し、県下 9 番目の市として市制を施行し、令和 2 年 8 月に 50 周年を迎えた。

合併の中心となった名護町は、600 年の歴史を持つ古い町で名護城（なんぐすく）をその発祥の地とし、名護間切りとして古くから北部の中心であった。明治 41 年特別町村制の施行により名護村になり、大正 13 年町に昇格した。

屋部村は、面積の 80%が山地である。昭和 21 年に名護町より分離独立したものである。

羽地村は、古くから国頭と名護の中継地として栄え、17 村を有する広大な間切りで、早くから水田開拓が進み、羽地ターブックワと呼ばれるように、北部における“米どころ”であった。

屋我地村は、昭和 21 年に羽地村より分離独立した現名護市で唯一の離島である。本島との往来は定期船しかなかったが、屋我地大橋が建設され昭和 39 年に開通している。

久志村は、1674 年金武間切りの一部と名護間切りから東側一帯の 12 村を割り久志間切りを創設した。明治 41 年に久志村になった。

このように、旧 5 町村は歴史的にも深いつながりがあり、政治・経済・文化などあらゆる面で共通しており、昭和 31 年の市町村合併促進法の立法化を契機として合併気運が盛り上がり、10 余年の歳月を費やして合併に至った。

合併に伴い、広域行政の確立と行財政の強化が図られ、以来今日まで「新生名護市」として発展してきた。現在も旧町村単位で支所が機能しており、名護地域 15 行政区、羽地地域 15 行政区、久志地域 13 行政区、屋部地域 7 行政区、屋我地地域 5 行政区の 55 のコミュニティを基盤として人口 6 万人余の都市に成長した。

また、1 市 2 町 9 村で構成する北部広域圏を構成し、『ツール・ド・おきなわ』等のイベントや経済交流（やんばるの産業まつり等）を通して北部圏域の活性化・発展に邁進するとともに、平成 6 年に公設民営で設立された名桜大学を平成 22 年 4 月より公立大学法人に移行して、その設立団体として高等教育及び人材育成に尽力している。

1 市の概要について

- | | |
|-------------|--|
| (1) 市制施行 | 昭和45年8月1日（1町4村合併） |
| (2) 面積 | 210.94 km ² |
| (3) 人口 | 64,244人（令和5年4月30日現在） |
| (4) 世帯数 | 31,926世帯 |
| (5) 産業別就業人口 | （平成27年国勢調査より） |
| 第1次 | 1,622人（6.9%） |
| 第2次 | 3,422人（14.7%） |
| 第3次 | 18,263人（78.4%） |
| 合計 | 23,307人 |
| (6) 都市形態 | 教育・文化都市 |
| (7) 非核宣言 | 名護市非核宣言（昭和57年4月3日） |
| (8) 姉妹都市 | アメリカ合衆国ハワイ郡ヒロ（昭和61年6月13日）
ブラジル連邦共和国パラナ州ロンドリーナ市（平成10年8月11日） |
| (9) 友好親善都市 | 北海道滝川市（平成2年7月1日） |
| (10) 友好都市 | 大阪府枚方市（平成9年7月31日）
岩手県八幡平市（平成19年1月27日）
※八幡平市は市町村合併前の旧松尾村と締結（昭和63年1月28日）
（合併は平成17年9月1日）
群馬県館林市（平成21年4月25日） |

2 行財政状況について

(1) 職員数 618 人（条例定数） 628 人（実数）令和 5 年 4 月 1 日現在

(2) 特別職の報酬等について 平成 23 年 4 月 1 日改定（単位：千円、％）

区 分	市 長	副市長	教育長	議 長	副議長	委員長	議 員
給料（報酬）月額	869	706	648	484	426	410	400
期末手当	6 月	期末手当基礎額（月額報酬×115％）×140％					
	12 月	期末手当基礎額（月額報酬×115％）×155％					

3 令和 5 年度当初予算

一般会計

歳入

（単位：千円、％）

款		予 算 額	構成比率
1	市 税	6,961,274	14.3
2	地方譲与税	171,644	0.4
3	利子割交付金	1,280	0.0
4	配当割交付金	13,379	0.0
5	株式等譲渡所得割交付金	14,353	0.0
6	法人税事業税交付金	118,336	0.3
7	地方消費税交付金	1,555,549	3.2
8	ゴルフ場利用税交付金	75,529	0.2
9	環境性能割交付金	16,747	0.0
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	313,243	0.7
11	地方特例交付金	47,132	0.1
12	地方交付税	9,165,202	18.9
13	交通安全対策特別交付金	9,000	0.0
14	分担金及び負担金	31,351	0.1
15	使用料及び手数料	645,589	1.3
16	国庫支出金	14,685,344	30.3
17	県支出金	4,038,744	8.3
18	財産収入	2,155,624	4.4
19	寄附金	549,397	1.1
20	繰入金	4,729,917	9.7
21	繰越金	1	0.0
22	諸収入	392,478	0.8
23	市債	2,874,217	5.9
歳 入 合 計		48,565,330	100.0

歳出

(単位：千円、%)

款		予 算 額	構成比率
1	議会費	307,212	0.6
2	総務費	8,626,853	17.8
3	民生費	15,159,706	31.2
4	衛生費	8,834,219	18.2
5	労働費	6,987	0.0
6	農林水産業費	2,864,437	5.9
7	商工費	1,091,843	2.3
8	土木費	3,398,521	7.0
9	消防費	729,441	1.5
10	教育費	4,920,234	10.1
11	災害復旧費	92,590	0.2
12	公債費	2,483,286	5.1
13	諸支出金	1	0.0
14	予備費	50,000	0.1
歳 出 合 計		48,565,330	100.0

当初予算総括表

(単位：千円、%)

会 計 別		予 算 額	構成比率
一般会計		48,565,330	77.1
特別会計		14,413,477	22.9
	国民健康保険事業	8,230,317	13.1
	介護保険事業	5,041,658	8
	後期高齢者医療	608,751	1
	農業集落排水事業	532,751	0.8
		62,978,807	100

企業会計

(単位：千円)

水 道 事 業			
収益の収入	収益の支出	資本の収入	資本の支出
1,964,344	1,874,030	840,985	1,993,348
下 水 道 事 業			
収益の収入	収益の支出	資本の収入	資本の支出
1,264,115	1,250,528	2,592,347	2,906,388

4 議会の概要について

(1) 議会の定数

条例定数	26人	(平成29年3月24日議決/平成30年9月9日選挙から適用)
現議員数	26人	

(2) 党派別、会派別構成

党派名	人数	会派名	人数
公明党	2	礎之会	13
日本共産党	1	公明	2
無所属	23	にぬふあぶし名護	4
		市民ネット	3
		無会派	4

(3) 常任委員会及び所管事項（名護市議会委員会条例第2条）

総務財政常任委員会（9人）	総務部、企画部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
経済建設常任委員会（8人）	地域経済部、農林水産部、農業委員会、建設部及び環境水道部に関する事項
民生教育常任委員会（9人）	市民部、福祉部、こども家庭部及び教育委員会に関する事項

(4) 費用弁償について

本会議（委員会等）の出席	1日	1,500円
宿泊	1泊	14,800円（県内） 11,800円（県内）
出張日当	1日	2,500円（県外） 1,500円（県内）

(5) 議員視察研修について

国内	年額 160,000円（1人当たり）
国外	なし（過去において40万円）

(6) 議会政務活動費について

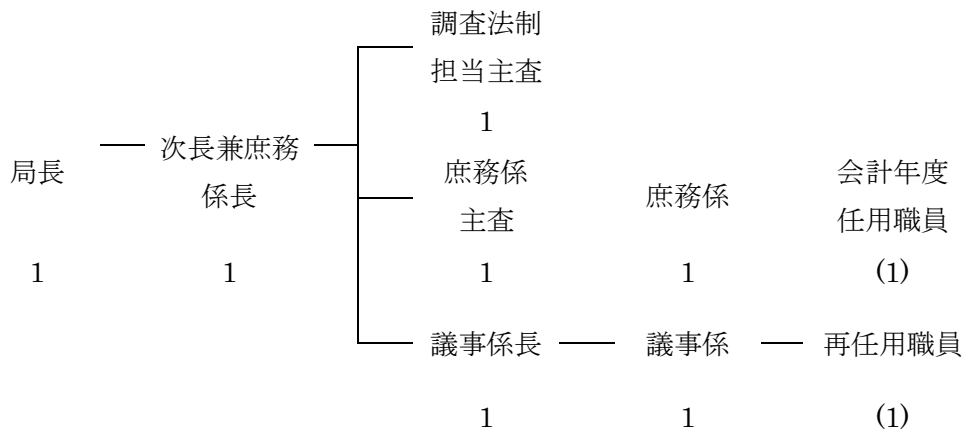
月額	25,000円（1人当たり）
----	----------------

(7) 議会だより

創刊	平成7年6月1日
議会報編集委員	3人
年間発行回数（部数）	5回（29,500部／回）
発行時期	1月（新年号）・3月・6月・9月・12月
形式（ページ数）	A4判縦4色刷（12ページ、新年度は4ページ）

(8) 議会事務局

構成（条例定数 7人 / 現員数 7人（）は定数外）



(9) 特別委員会

軍事基地等対策特別委員会（12人）

調査事項：軍事基地から派生する全ての事件事故等

調査活動：事件事故発生時に臨時調査対応

設置年月日：令和4年9月28日

北部基幹病院等建設推進特別委員会（12人）

調査事項：北部基幹病院設立促進を図ることについて

調査活動：統合問題の基本的枠組みに関する協議会等の検討内容の把握及び参考人より意見聴取。市民に的確な情報提供を行い、やんばる住民の福祉向上の促進を図る。

設置年月日：令和4年10月19日

地方独立行政法人名護市行政事務機構設立等対策特別委員会（12人）

調査事項：地方独立行政法人名護市行政事務機構の設立等に係る調査研究を行うことについて

調査活動：事務機構の安定的な設立及び市民サービス向上の促進のため、地方独立行政法人名護市行政事務機構の設立等に係る一切の調査研究を行う。また、市民への適切な情報提供を行う。

設置年月日：令和5年12月25日

(10) 協議又は調整を行うための場

全 員 協 議 会	26 人	議案の審査又は議会の運営、その他議会の活動に関し、議員全員で協議又は調整を行う。
広報広聴委員会	12 人	議会の広報広聴の推進に関する協議又は調整を行い市民への周知を図る。

(11) 議会運営委員会

委員数	12 人
委員の会派構成 (会派案分)	礎之会(6 人) / 公明(1 人) / にぬふあぶし名護(2 人) 市民ネット(1 人) / 無会派(2 人)
開催の時期	定例会開会(開会日含め)3 日前及び議長が必要と認めるとき
決定事項の周知方法	運営委員が所属会派に周知及び本会議にて委員長が報告

(12) 議案の審議方法

本会議審議：個人制で1 議案につき質疑回数3 回まで(予算の場合は款又は項ごと)

(13) 決算の審査方法

提出時期	9 月定例会(一般会計・特別会計・企業会計)
一般会計	総務財政常任委員会へ付託
特別会計 企業会計	所管事務により民生教育常任委員会・経済建設常任委員会へ付託
報告時期	12 月定例会(一般会計・特別会計・企業会計)

(14) 代表質問 : なし

(15) 一般質問

通告制の採用	あり
発言時間の制限	60分以内(答弁含む)
発言回数の制限	なし
質問者の人数制限	なし
通告提出期限	通告書の提出は議会運営委員会開催前日の午後4時までとする。(公休日に当たる日は議会運営委員会で調整)
順番の決め方	一般質問通告書提出時にくじを引き、順番を決定

(16) 名護市議会の特色

名護市議会議員の構成は次に示されるとおりである。

男女比

	男性	女性	合計
人数(人)	22	4	26
比率(%)	84.6	15.4	100.0

年齢比

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人数(人)	2	1	4	5	11	2	1	26
比率(%)	7.7	3.8	15.4	19.3	42.3	7.7	3.8	100.0

議員年数比

	10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	合計
人数(人)	16	6	3	0	1	26
比率(%)	61.6	23.1	11.5	0.0	3.8	100.0

名護市議会においては、ペーパーレス化や議会運営の効率化等を目的とし、令和3年4月からタブレット端末を本格運用した議会運営を行っている。導入台数は、議員26台、市長、副市長、部長級職員等計55台となっており、本会議、各委員会、会派勉強会等様々な場面で活用を進めている。タブレットの機能として、端末間での資料送付、インターネットによる情報の取得、データの拡大表示、メモ書、カメラ等が備わっており、これらを有効に活用することで議会活動の効率化及び活性化が期待される。

新たな飛躍を目指し、はばたく

名護市章



名護市の頭文字「ナ」を飛び立つ鳩に形どり名護市の永遠の平和と限りない飛躍を象徴しています。あおみどりの市章の色は、自然の環境の中で豊かな人間性を養う市民の願いを表わしています。

名護市民憲章

沖縄の北都に住む私たちは、名護市民としての自覚と誇りを持ち、恵まれた自然の中で人間性豊かな市民となるため、この憲章を定めます。

- 私たち名護市民は 人間を尊び、すべてに広い心と豊かな愛情で接します。
- 私たち名護市民は 自然を愛し、文化財を大切にします。
- 私たち名護市民は いたわりあって健康な生活を築きます。
- 私たち名護市民は きまりを守り、社会を明るくします。
- 私たち名護市民は 伸びゆく力を育て、未来へ前進します。

名護市のシンボル



① 花 テッポウユリ
(Trumpet Lily)



② 鳥 リュウキュウメジロ
(*Ryukyu White-eye*)



④ 木 ガジュマル
(*Baniam Tree*)

③ 花木 カンヒザクラ
(*Subtropical Cherry*)



⑤ 蝶 コノハチョウ
(*Dead-Leaf Butterfly*)



⑥ 魚 シロギス
(*Sillago*)



⑦ 貝 スイジガイ
(*Chiragra Spider Conch*)



名護市公認キャラクター
名護親方（なぐうえーかた）

沖縄県名護市議会事務局
〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話（直通） 0980-52-3256

ファックス 0980-53-6906

E・m a i l gikai@city.nago.lg.jp

令和6年1月18日 編集